

別紙

新	旧
災害医療対策事業等実施要綱	災害医療対策事業等実施要綱
第1 災害拠点病院整備事業（略）	第1 災害拠点病院整備事業（略）
第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）	第2 災害拠点精神科病院等整備事業（略）
第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）	第3 医療施設土砂災害防止施設整備事業（略）
第4 医療施設等耐震整備事業（略）	第4 医療施設等耐震整備事業（略）
第5 医療施設耐震化促進事業（略）	第5 医療施設耐震化促進事業（略）
第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）	第6 NBC災害・テロ対策設備整備事業（略）
第7 防災訓練等参加支援事業（略）	第7 防災訓練等参加支援事業（略）
第8 DMAT活動支援事業（略）	第8 DMAT活動支援事業（略）
第9 DMAT訓練事業（略）	第9 DMAT訓練事業（略）
第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）	第10 災害医療コーディネーター研修事業（略）

<p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても<u>医療施設</u>の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p><u>(1) 救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る。）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所（病床を有する診療所に限るものとする。）の開設者とする。</u></p>	<p>第11 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業（略）</p> <p>第12 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> <p>1 目的</p> <p>この事業は、災害により長期の停電又は断水が発生しても<u>病院</u>の診療機能を維持するために必要な電気及び水を確保できるよう、非常用自家発電設備及び給水設備の整備強化等を図ることを目的とする。</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p>救命救急センター、へき地医療拠点病院、へき地診療所（病床を有する診療所に限る）、周産期母子医療センター、医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院（以下「地域医療支援病院」という。）、同法第4条の2第1項に規定する特定機能病院（以下「特定機能病院」という。）の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	---

<p><u>(3) 病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設の開設者とする(ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとし、診療所については、病床を有する診療所に限るものとする。)</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 交付条件</u></p> <p><u>2 (2) 及び (3) においては、水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域 (洪水・雨水出水・高潮) 又は津波防災地域づくりに関する法律 (平成 23 年法律第 123 号) に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>3 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p>第13 D P A T養成支援事業（略）</p> <p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）</p> <p>第15 医療施設浸水対策事業</p> <p>1（略）</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p><u>（1）国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所の開設者とする。</u></p> <p><u>（2）救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、地域医療支援病院及び特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体、地方独立行政法人、国民健康保険団体連</u></p>	<p>第13 D P A T養成支援事業（略）</p> <p>第14 医療施設非常用通信設備整備事業（略）</p> <p>第15 医療施設浸水対策事業</p> <p>1（略）</p> <p>2 事業の実施主体</p> <p><u>救命救急センター、病院群輪番制病院、共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制病院、在宅当番医制診療所、在宅当番医制歯科診療所、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、時間外診療実施診療所、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院、在宅医療実施診療所、在宅医療実施歯科診療所、がん医療実施診療所、脳卒中医療実施病院、腎移植施設、老人デイケア施設、共同利用施設、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、地域医療支援病院、特定機能病院の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。</u></p>
--	---

合会、国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除くものとする。。

3 事業内容

(1) (略)

(2) 医療用設備の移設

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る。）を移設するものとする。

(3) (略)

(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置

建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。

4 交付条件

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）又は津波防災

3 事業内容

(1) (略)

(2) 医療用設備の移設

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する想定浸水深（以下「想定浸水深」という。）、又は津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき都道府県知事が公表する基準水位（以下「基準水位」という。）より高い位置に医療用設備（建物と一体として整備を行う必要のある医療用設備に限る）を移設するものとする。

(3) (略)

(新設)

4 交付条件

水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事、市町村長が公表する浸水想定区域、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づ

地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

第16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）

き都道府県知事が公表する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から移転することができない医療機関であること。

第 16 医療施設ブロック塀改修等整備事業（略）